



中小自営業者婦人・家族従業者の人権保障のため
「所得税法第56条の廃止を求める意見書」の
採択を求めることに関する請願書

紹介議員 森 悦

(請願の要旨)

中小自営業者婦人・家族従業者の人権保障のため 「所得税法

第56条の廃止を求める意見書」の採択を求めることについて

(請願の理由)

小規模企業者は、地域経済の担い手として、本市経済の発展に貢献してきました。その小規模企業者にとって、家族従業者は非常に大きな支えになっております。しかしながら、その家族従業者の労働対価は所得税法第56条により税法上、「配偶者とその家族が事業に従事した時、対価の支払いは必要経費に算入しない」(条文要旨)の条文により、必要経費と認められておりません。

1日7時間、1ヶ月25日労働した場合、12万円以上(宮崎県最低賃金で試算)の月額労働対価があつて当然です。しかしながら、家族従業者の働き分は事業主の所得となり、実際の労働対価をはるかに下回る配偶者が86万円、その他の親族では50万円を限度とした額が事業主の所得から専従者控除として控除が認められているだけで家族従業者の労働が正しく評価されていません。

現在の日本の所得税法上の取扱いは青色申告を選択(所得税法第57条)し、給与を経費として認める条件として、税務署長への届け出と記帳義務等がありますが、2014年の税制改正により、すべての事業者に記帳義務が課されました。よって、申告の仕方による差別は認められません。

本市の男女共同参画社会づくり条例では、「すべての人が性別による差別的取扱いを受けないこと、すべての人が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他のすべての人の人権が尊重される」としています。

世界の主要国では、一定の要件の下で必要経費として認めています。

このため、所得税法第56条を廃止することを強く要望するものであります。宮崎県議会の昨年度9月議会において、同様の意見書の採択が全会一致で決定したところであります。

よって、税法上も、民法、労働法や社会保障上でも、家族従業員の人権保障の基礎をつくるためにも「所得税法第56条の廃止を求める意見書」を国に提出していただきますようご尽力お願い致します。

以上のとおり地方自治法第124条により請願書を提出します。

平成29年6月16日

請願者 住所 都城市高城町大井手
氏名 安藤頼子

都城市議会議長 荒神 稔 殿

所得税法第56条の廃止を求める意見書（案）

経済の担い手として地域経済の発展に貢献している小規模企業者は、家族従業員の支えによるところが非常に大きいですが、その家族従業員の労働対価は所得税法第56条規定により必要経費に算入しないこととされている。

白色申告では、事業主の所得からの控除額として、配偶者は86万円、その他の親族の場合は50万円が認められているだけです。一方、同法57条では、事業に専従する家族従業員の対価は青色申告を行うことにより必要経費への算入が認められています。これは申告形態により納税者を差別している。

世界の主要国においては、家族従業員の労働対価は必要経費として認めており、現在の日本の所得税法上の取扱いは、家族従業員の労働が適正に評価されているとは言いがたく、家族従事者の自立を妨げている一要因ともいえます。かねてより、その問題点が指摘されていることから、申告形式にとらわれない労働実態に応じた税制にすべきである。

よって国におかれては、家族従業員の労働が適正に評価されるよう、所得税法第56条を廃止することを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年 月 日

都城市議会

衆議院議長	大島理森	殿
参議院議長	伊達忠一	殿
内閣総理大臣	安倍晋三	殿
財務大臣	麻生太郎	殿
総務大臣	高市早苗	殿
内閣官房長官	菅 義偉	殿